

第十回 参議院文部委員會會議錄第七号

昭和二十六年二月九日(金曜日)午前十一時三分開会

本日の會議に付した事件

○公立学校の教育公務員と地方公共団体の議員との兼職について臨時措置に関する法律案(荒木正三郎君外十名發議)

○教育公務員特例法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○連合委員會開会の件

○委員長(堀越儀郎君) それではこれより本日の委員會を開きます。

この際皆さんにお諮りしたいと思いますが、議員荒木君は十名から議員提出立法として、公立学校の教育公務員と地方公共団体の議員との兼職についての臨時措置に関する法律案の提案になりました。本日本委員會に付託されましたので、本日の議事日程に追加して審議をいたしたいと思います。御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(堀越儀郎君) それでは本法は緊急を要するものでありますので、この前より引続き審議いたしております教育公務員特例法の一部改正に関する法律案に先立つてこの法律案の審議を始めたかと思ひますが御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(堀越儀郎君) それでは提案者の御説明をお願いします。

○荒木正三郎君 只今本委員會に審議を付託されました議員提出にかかりま

す公立学校の教育公務員と地方公共団体の議員との兼職についての臨時措置に関する法律案について發議者としていたしまして提案理由を説明させて頂きたいと思ひます。

この法案の内容は先に政府より国会に提出されました。そして現在本委員會において審議中になつております教育公務員特例法の一部を改正する法律案の附則第四項に出てくるものでございます。でこの法律案の内容は、「この法律施行の際現に公立学校の教育公務員で地方公共団体の議員を兼ねてゐる者は、地方自治法第九十二條第二項の規定にかかわらず、その議員の任期期間中、なお議員を兼ねることが出来る。」というのでございます。附則といたしまして、「この法律は、昭和二十六年二月十三日から施行する。」というのでございます。併し現在本委員會で審議中の教育公務員特例法の一部を改正する法律案の附則第四項の一部改正する法律案の案議の状況から勘案をいたしまして、この法律案が二月十三日までには審議を完了することは相当困難な事情にあるように思われます。若しこの法律案が二月十三日までに成立しない場合を考えると、現在地方の公立学校の教育公務員で地方公共団体の議員を兼ねておる者は二月十三日以降兼任ができないという結果になり、これは既得権を喪失することになるわけでございます。そのためにこの既得権を擁護するために、この附則第四項を單獨立法をいたしまして、たと

え教育公務員特例法の一部改正する法律案が十三日までに成立しない場合でも、何ら遺漏のないようにして置きたいということがこの提案の理由の骨子になつておるのでございます。

非常に簡単でございますが發議者としていたしまして提案理由の説明を申し上げた次第でございます。御審議をお願いいたします。

○委員長(堀越儀郎君) 只今の法律案の提案理由を承りました。これに對して御質疑のあるかたはおしやつて頂きたいと思ひます。

○岩間正男君 動議を提出したいと思ひます。この問題については、すでに本委員會の問題にもなり、懇談会におきまして今までの必要性については十分に話合をされた問題でありますから、審議はこれで打ち切りにして討論に入られるよう動議を提出いたします。

○委員長(堀越儀郎君) 只今の岩間君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶものあり

○委員長(堀越儀郎君) それでは本案に対する質疑は終了したものと認めて討論に入ります。御意見のありのめのかたは賛否を明らかにしてお述べを願ひたいと思ひます。

御意見もありませなければ採決に入ります。公立学校の教育公務員と地方公共団体の議員との兼職についての臨時措置に関する法律案、これを議題といたします。本案を可決するほうに賛成のかたの御起立をお願いします。

〔議員起立〕

○委員長(堀越儀郎君) 全会一致でございます。よつて公立学校の教育公務員と地方公共団体の議員との兼職についての臨時措置に関する法律案の全会一致を以て可決することにいたしました。

なお本會議における委員長の口頭報告の内容は、本院規則第一百四條によつてあらかじめ多数意見者の承認を経なければならんことになつておりますが、これは委員長において本案の内容、本委員會における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することといたしまして御承認願うことに御異議ございませんか。

○委員長(堀越儀郎君) 御異議ないと思ひます。

それから本院規則第七十二條によりまして、委員長が議院に提出する報告につき、多数意見者の署名を附することになつておりますから、本案を可決することに賛成のかたは順次御署名をお願いします。

多数意見者署名

加納 金助 成瀬 幡治
若木 勝蔵 木内キヤウ
川村 松助 平岡 市三
荒木正三郎 高田 ぼ子
波多野 鼎 和田 博雄
矢嶋 三義 岩間 正男
○委員長(堀越儀郎君) 御署名洩れはございませんか。……御署名洩れないと認めます。

○委員長(堀越儀郎君) 御署名洩れはございませんか。……御署名洩れないと認めます。

○理事(木内キヤウ君) 引続き總括質問に入りたいと思ひますが、ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○理事(木内キヤウ君) 速記を始めて下さい。それでは逐條のほうの御質問に入つて頂きたいと思ひます。

○政府委員(關口隆克君) それでは朗讀いたします。

教育公務員特例法の一部を改正する法律案
教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

目次中「雜則(第二十一條、第二十二條)」を「雜則(第二十一條、第二十二條)」に、「附則(第二十三條、第二十四條)」を「附則(第二十三條、第二十三條)」に改める。

○理事(木内キヤウ君) 御質疑ございませんか。

〔質疑なし〕と呼ぶ者あり

〔關口政府委員朗讀〕
第二條第四項を次のように改める。

4 この法律で「専門的教育職員」とは、指導主事及び社会教育主事をいう。
第五條第三項から第五項までを次のように改める。

3 大学管理機關は、審査を受ける者が前項の説明書を受領した後十四日以内に請求した場合に、その者に対し、口頭又は書面で陳述する機会を與えなければならない。

4 大学管理機関は、第一項の審査を行う場合において必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、又はその意見を徴することが出来る。

5 前三項に規定するもののほか、第一項の審査に關し必要な事項は、大学管理機関が定める。

○矢嶋三義君 審議の仕方について動議を出すわけですか。「第五條第三項から第五項までを次のように改める。」という、この項目の本質的な質問は大に對する總括質問を終らなければこれはできません。ここでは本當の形式的な、つまり事務的な質問だけにとどめて、内容に亘る質問は大臣に對する一般質問が終つてから更にやるというのを保留して置いて、この會議を進めることを私は審議の動議として提出いたします。

○理事(木内キヤウ君) 御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○理事(木内キヤウ君) それではさういふふうになります。

○矢嶋三義君 その観点からここで一、二お伺いします。

この條項では大学管理機関をどういふふうで構成するかということが非常に重要だと思つて、大学管理機関の構成をどういふふうで考へられているかという点が先ずお伺いしたい点であります。

○政府委員(稻田清助君) 現行教育公務員特例法の第二十五條第一項第四号であります。第五條については「学長に於ては協議会、教員に於ては評議会、」部局長に於ては「学長」、こゝう規定がございます。

で、まあこの條文にある通りでございます。一般の大学教職員につきましては評議会がこの管理機関に當つております。

○矢嶋三義君 現在の教育公務員特例法の二十五條による諸替えのところはそこではつきりするのですが、將來大学管理法ができるときに、どういふふうでそれに対して構想を持つておりますか。

○政府委員(稻田清助君) やはり現在予想せられております国立大学管理法の規定におきましても、評議会がこゝに主たる大学管理機関になるわけでありまして、即ち学部長及び学部から選任せられた教授、研究所の長、及び大学の協議会できめざる適當と考えられる職員によつて構成せられる評議会がこの管理機関に當るわけでありまして。

○矢嶋三義君 大学のほうで適當と認める人を構成に入れるわけですが、その全構成員に對する割合はどのくらいになるわけですか。

○政府委員(稻田清助君) やはり各大学において、最初には評議会構成の必要職員と申しますか、條文が明らかになつております。そのかたがた集つてどういふ人をどの程度入れるかということを目下の相談されるわけでありまして。

○矢嶋三義君 自主的に相談されると申されるが、これは各大学に完全に任せて……大学を管理する文部省とか、或いは法律によつてそれを制約するといふようなことはないですか。

○政府委員(稻田清助君) 只今考えられております案におきましては、例えれば病院長を入れるとか、指導主事を入

れるとかいふような点は全く自由にその大学の最初に構成せられました協議会においてきめることになつております。

○矢嶋三義君 これに關連してもう一つ事務的なことを伺つて置きたいのですが、それは現在新制大学において教授会ほどの程度に構成されているか、なお教授会が構成されていない大学においては人事の取扱ひをどういふふうでやつておるかという点についてお伺いしたい。

○政府委員(稻田清助君) 今日新制大学につきましても、御承知のように形成過程であります。つまり大体に申しますと、一般教育から進行いたしました、漸次上級学年において専門教育に進行する、年次的に充実して参ります關係上、大体の大学におきましては、自然一般教育に關します教育職員を先ず構成いたしました。だん／＼に専門關係の職員を以てこれに充てるということになります。それらの職員のかなり多くの部分は旧制の専門学校、或いは高等學校、師範學校から転換して入つて来るわけでありまして。従いまして新制大学の最初に任命せられた教授だけを以て教授会を構成して、人事その他重要なことを扱わせるということになりました。学部全体

の教育を見渡しました場合に、或いは一般教育のみに片寄るとか、その他種不都合な点がありますので、この形成過程にありまして新制大学におきましては、いわゆる教授の会、予定教授の会と申しますか、種々の名称を用いておられますが、任命せられました新制大学の教授、及び旧制学校の教職員であつて、新制大学の教員たるべき予定のあ

る者等を加へまして、然るべき機關をそれ／＼作つておるわけでありまして。又同時にこの経過的の措置といつたしまして、新制大学の教授の資格があるかどうかといふことの判定につきましては、大学設置審議会に特別の部会を設けまして、資格審査をいたしてあります。これらは国立大学管理法が実施になりまして、各大学の完成年度において、或る程度教授が充實いたしましたるまで、現在の大学設置審議会は人事に關します審査は継続して行くといふふうになつたわけでございます。

○矢嶋三義君 昨年来の大学の人事行政にからみまして、新らしく生れた大学では、教授会といふものがはつきりと構成されず、なお教育公務員特例法の新制大学に對する適用というのが徹底していかなくて、大学によるという相当学長が独断的な人事をやつて、面白くないことがあるように聞いているのであります。新制大学の人事が現在の教育公務員特例法の精神に副つて民主的に人事行政が行われるように、文部省としては如何なる助言と指導されているか、その点を伺いたいと思ひます。

○政府委員(稻田清助君) いわゆる大学の自治と申しますか、大学の教育職員の人事行政がその大学の自主的立場において、最も民主的に行われまふと申すことは、旧制、新制を問はず大学の最も重要な性格であると考えております。これらにつきましては今更文部省から指導助言いたすまでもなく、各大学におけるすべての教職員がこゝういふ点については十分な自覚を持つて大学の行政に参画せられておるとまゝ信じておるわけでありまして。文部

省といたしましてはそうした大学の自治が完全に運営せられますように、諸法制的整備といふことを努めるべきだと考えております。そゝういふような意味合いにおきまして、一般公務員に對する国家公務員法、一般地方公務員に對する地方公務員法に對しまして、只今御審議頂いておりますような特例も設けたいと考えておりますし、又更に現在法案整理中でございますけれども、国立大学管理法の念願いたすところ、公立大学管理法の念願いたすところの、そうした大学の自治をより完全ならしめるという意圖において、各教授会の構成、或いは協議会の構成及びその職能とを勘案してゐる次第でございます。

○矢嶋三義君 構想というのは非常に立派なのであります。が、私旧制大学あたりで教授会の伝統があり、そゝうしてがつちりと構成されてゐるところは今局長から話されたようなことが實際に行われておりますが、新制大学あたりでは昨年来のレッド・バネジあたりと關連して、教授自身信念に基いて行動するといふ点が薄くなつて迎合主義になる。言へばきこも言はずに卑屈な教授根性といふものが出て来ておる傾向があつて、それに乘じて一部の学長といふものは、こゝういふ特例法の精神を蹂躪して、独断的な人事行政をやつておる面もある。助言と指導を全くせず手放しにして置いても、新制大学においても立派な人事行政が行われるのだといふ、こゝういふ見解は事實とかなり相違しておるといふことを私はこの際局長に申して置きたいと思ひます。もう一つお伺ひして置きたいこと

は、この條項の提案理由に、運用上疑義がある、或いは実施上往々支障を来すから、この改正案を提案したと、こゝういふ理由に提案理由に述べられておるわけであり、どういふ疑義があるか。又実施上どういふ支障があつたかといふことにつきまして具体的に承わりたいと思ひます。

○政府委員(稲田清助君) 御質問の点は、この第五條の改正の根本の趣旨でありますので、従いましてその全体的理由を一応申上げないといふ御質問の回答にはならぬと考へますので、暫くお許しを頂きましてその点を申上げたものと存じます。大体この国家公務員に對し、勿論その中には大学の教育職員も含まれておるわけであり、身分保障の方法といひましては、国家公務員法の八十九條乃至九十二條、地方公務員法におきましては四十五條から五十條の規定があり、その意に反する任命権者の処分或いは懲戒権者の懲戒といふものに對し、は、国家公務員におきましては人事院と公平委員会、地方公務員におきましてはそれら人事委員会或いは公平委員会に審査の請求ができるということによつて身分の保障はあるわけであり、また特に大学に關する教育職員に對して従来の五條の規定が設けられ、趣旨を考へますと、これは処分権者或いは懲戒権者が独自にこゝうした処分なり懲戒をやるということではなくて、その処分に對しましては前提として大学管理機關の審査を必要とするところにこの五條の趣旨がある。つまりこれによつて先ほどお話しした大学の人事に關する自治といふもの

を尊重するといふところに意義があるように考へられます。而してその際大学管理機關が審査したるにつきましては、審査の適正を期する意味において、被処分者の弁明陳述を聞いて、それを審査の一つの材料として審査をするといふことがこの五條の趣旨であつたかと考へておられます。従いましてこの五條の法文はただ本人の身分保障といふ一点のみから考へるべきものではないと考へます。同時に反面大学の教育、大学の行政が円滑に而も能率的に運用せられるといふことが五條の念願とするところであると考へるのであります。今までのこの五條を適用いたしまして、大学において審査を受けております状況をみると、或る場合におきましては現行のこの五條の規定によつて証人、参考人、弁護人の陳情を許しておるという点を非常に広く無制限に解釈するといふやうなきらいがないでもない。その意味において非常に審査が回数多く継続しても落着かないといふのが実情であるやうであります。従いましてそれらに對しては、この審査といふものは、決していふ争訟法廷における争訟形式によつて行ふべき趣旨のものでなく、これはいふゆる聴聞主義と申しますか、大学管理機關が審査をする上において一応本人の弁明、陳述をする機会を與えるのだといふ趣旨を明らかにすることによつて、この五條の念願とするところの精神を誤解なく実施に移したいといふ点を考へたわけであり、又従来の規定において、この公開審査といふことを規定いたしておるわけであり、ただこれも今までの審査の実情を見ますと、大学といふ学

園におきまして、あらゆる場合にこの審査を公開して行ふといふことは、果して教育上善があるかどうかといふやうな点について、疑いなきを得ない事実もある。大学の一般職員の管理機關が学園において、学生の面前において、論争、抗争するといふやうなことは、ときとしてこれは教育に對して惡影響を及ぼす、で改正案は一切公開しないといふのではなく、如何なる場合にどういふ範圍で公開するかといふことを大学管理機關自身がその良識において、教育的見地に對して決定して頂きたいといふ意味で、それらの問題を大学管理機關自身が定めることに委したわけであり、只今申しましたのが大体この五條を改正した趣旨でございますが、御質問の中にありますように、従来一、二の大学において審査をいたしておりましたのは、従来の規定の解釈から、余りに審査が長く経続いたします。行政部面における人事行政といふのは一面慎重を期するといふことも勿論大切でございますが、一般行政の原則から見まして、一定の能率と速度を要求することも馬鹿になりがたい要求でありますので、それらに對する行き過ぎを是正したい、こゝういふ考へかたで改正いたしたわけであり、

○矢嶋三義君 この点はこれ以上掘下げることには次の機会に譲つて、もう一つだけこれに關連してお伺ひして、私はこの項に關する質問を打ち切りますが、この第五條の三項、五項にこの審査條項を適用したのは、資料に出されておるやうな二件だけでございませうか。それともほかにもございませうか。

○政府委員(稲田清助君) 資料には、東京大学と神戸大学の事例だけお目に掛けておると思ひます。その前にたしか山形大学でもこの審査にかけた事実があつたやうでございませう。併しなからその後に審査と申しますか、その処分をせられたかたが、教育委員会に立候補するといふやうなことで、すぐその問題が中絶したといふ例があります。それから今一つ、佐賀大学であります。やはりこの審査が開かれたと思ひますが、被処分者が別にこれは占領政策違反といふことで別の処罰を受けることになりましたので、自然この審査が中止した。私の記憶いたしておりますのはその四件であります。

○岩間正男君 殊にこの問題について内容的な、それから總括的な問題は今文相が欠席中でございませうから、技術的な面についてお伺ひしたいと思ひます。実はこの法案の趣旨から言いますと、評議委員會の構成そのものが明らかにされないと、具体的にこの第三項の内容がわからないうえです。大学管理法は結局これはいつ出されるのですか。我々の審議の都合から言へば、当然大学管理法を見ないと、この條項が明らかにならないように思ふのです。この点どういふふうになつておりますか。

○政府委員(稲田清助君) 国立大学管理

○政府委員(稲田清助君) 国立大学管理法につきましては起草委員會からの答申が出まして、目下その答申に基いての法文の技術的な整理をいたしております。関係方面の了解を得次第速やかに国会に提出したいといふつもりで進んでおります。

○岩間正男君 そうするとこの構成の内容です。そういうことはもうはつきり決定されておるのですか。

○政府委員(稲田清助君) 最初に構成せられた評議委員會において新たに加えようとするものとして想像せられますものは、すべての研究所長を評議委員會のメンバーとするか、或いは小さい研究所は除くかといふやうな問題と

○岩間正男君 先ほどのお話では大学の適當と認める人と、こゝういふものが入るといふことでございませう。そういうウエイトとか、そういう問題については、これははつきり實際の法案が提出されてない限り明らかでないと思ふ。この法案がです。仮に特例法が通つてしまつてから内容について変わるといふやうなことがあると、これはやはりこの法案との連関において影響を持つ。こゝういふふうになつておるのですか。

○政府委員(稲田清助君) 最初に構成せられた評議委員會において新たに加えようとするものとして想像せられますものは、すべての研究所長を評議委員會のメンバーとするか、或いは小さい研究所は除くかといふやうな問題と

か、補導部長、事務局長或いは病院長或いは附屬学校の主事当りを加えるかどうか、そういう点だけが未定の問題であつて、あとの評議会構成は現在考へられまゝ評議会構成とは大差ないものと考へております。

○岩間正男君 その骨子だけでもこの法案の審議の過程に出してもうといふことが必要だと思はれるのですがこれはどうですか。これなしにはおかしいのですが、やはりそういう前提的な條件が一方に伏せられておいて、そうしてこの法案の審議が十分にできるか、而も非常に第五條の改正問題というものは、やはり大きな関心が関係者において集められてゐる、こういう中においてやはりその点が明らかにされることは、本法案の審議にとつて実に重大な関連を持つ、こういうふうにするのがどうですか。

○政府委員(稲田清助君) 政府から法案として提出しようとする予定の草案というものは、先ほど申し上げましたようにまだ国会にお目にかかる段階にはなつていないと思ひます。併しなから国立大学管理法起草委員会が政府に答申いたしましたもの、その大体はすでに公聴会等において世間に発表いたしておられますから、それらの起草委員会が答申いたしました案というものは、その性格は明らかに御参考にお供することはでき得ると思ひます。

○岩間正男君 その後に大きな変化はないわけですね。

○政府委員(稲田清助君) 今までのところは大きな変化はございません。ただこれから関係方面の了解を得ます期間において、或いは変化を生ずるかも知れないと思つております。

○岩間正男君 そういう前提だと非常に本法案の審議そのものが根柢を持たないということになつて来ると思ふ。そういうことになるとこの法案が通つた場合と、通らない場合において、これは内容が果して今後変化があるのかいかということはず測できない。こういう不安定の形の上に立つてこの法案の最も重要な一つのポイントになりま

すけれども、こういうものは非常に審議におぼつかない形が出て来ると思ふ。そういう点はどうかですか。文部省は少くともその点はつきりした見解を述べなければこの法案の審議に差支える。

○政府委員(稲田清助君) 評議会というものが若し国立大学管理法によつて果して置かれるものでありますれば、お話のような御懸念もあるうかと思ひます。併しなから評議会につきましても、すでに法律の根柢におきましては、現行教育公務員特例法にも引用しておりますように、評議会と申せば、いわゆる社会通念上如何なる職能を持つて、如何なる構成を持つてかという、その性質はもうすでに明らかにしたところだと考へております。その限度においてこの改正法についても御審議頂いて、別にそういう不定とか或いは未定という要素がないのじやないか。先ほど申し上げましたように評議会において各部局長の長をどのくらい各大学において余計加えるかどうかということが、今後の実施問題として問題になるのでありますけれども、その場合どうした

どの部局長をどのくらい、特殊な部局長を加えるかというふうな問題が、この評議会の根本性格をどう動かすものであるとは私も考へないのであります。

す。そういう意味におきまして今日まで御審議頂いてすでに公布になつております教育公務員特例法において御了解になりましたその評議会の性格を以て、この五條の改正を御覽頂ければ有難いと思ひます。

○岩間正男君 まあ政府委員としては有難いでしょうが、我々としては余り有難くない、こういうことを言いたい。看板は出して置く、すでにこの法案にも看板として出しておる。その看板が内容がどう／＼変えられておるの今の日本の現実だ、だから、この問題は非常に重要になつて来るのである。骨子を出されて、その骨子に対し或る程度文部当局が責任を以て、我々に説明されることを要望したい。それからいろいろさつきの御説明があつた点については、これは非常に問題があるのです。身分保障のみでなく円満に、能率的にやらなければならぬ。争訟主義の方向でなくて聴聞主義くらいで参考意見を聞くんだ、こういうことも日本の今の現実、こういうことを考へまして果して一体どういう形になつておるか。真に大学が民主化されておるとは我々は考へられない。現状では……

そういう曙光が、光がさして来たといふことはこれを感じたことがありま

す。それは入海の日さしたよう

なもので消えてしまつた。こういうことを考へて聴聞主義になつて、そうして更にこれによつて今まで三十日以内を十四日に限定されておる。それから今度は機会を與えなければならぬ、それについてどういうふうにするかというところは、單に機会を與えること、こういうことになつておる。そういうふうな問題、更にこの次の第四項なんか

になりますと、これは弁護人の選定とか、いろいろな点で大きな変化をされて来る、こういうことがなせ起つたか、今まで二つの例があります。さつきも御説明のように四つあつた。そのうち二件が著しい例と思ひますが、二件の例が果してなぜそういう事態にまで起らざるを得なかつたか。最初にそも／＼無理がなかつたかという点について、我々もいささか聞いておる。文部省でもそういう事態を具體的につかんで、形の上からだけ見たんでは話にならないと思ふのでありまして、先ほど本法案が成立された趣意についてお話があつたのでありますけれども、このなぜ一体今言つたような点について大きな変化を加えなければならなかつたか。これは円滑で能率的に人事をやりたい、こういうことが本旨であります

が、その前提條件であるところの、その身分保障についての、そも／＼今度の今問題になつておるそういう問題が、その点で無理解なく進行されたか。その点が非常に重大な問題、現実的な判断をお願いしなくやならぬ。そういう点を感ずります。併しこれはまあ今局長と論争するつもりはありません。併し私は今の御説では不満だけれども、不満の意を表明して置いて、まあこれはこの辺でとめて置きます。

○委員長(堀越儀郎君) ちよつと速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(堀越儀郎君) それでは速記を始めて。それは午前中はこれで休憩いたしました。午後一時半から再開いたします。
午後零時一分休憩
午後二時九分開会

○委員長(堀越儀郎君) それでは午前中に引続き委員会を再開いたします。ちよつと速記をとめて下さい。
〔速記中止〕
○委員長(堀越儀郎君) 速記を始め

て。本日地方行政委員長のはうから、現在本委員会に審査されております教育公務員特例法一部改正についての法案に対して連合委員会の申込みがありましたので、明日議事散会後行いたいと思ひますが御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(堀越儀郎君) ちよつと速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(堀越儀郎君) 速記を始め

て。文部大臣がお見えになりましたから、總括的の質問を始めます。すでに総括的な質問と、逐條と両方に入つておりますが、一時逐條を中止して總括的の質問に入りたいと思ひます。質疑があるかたはお願いいたします。

○若木勝蔵君 私はこの際教育公務員特例法の立法の根本精神について第一に伺いたいと思ひます。
終戦以来の日本の民主化は、御存知の通り目ざましい進展をしておるのであります。そういう目ざましい進展の裏に何があるかということを考へて見たときに、それはいろいろの諸制度の改廃ということもあるであらうけれども、最も力強いところの推進力になつておることは労働組合法の制定によつて、労働者が政治的、或いは経済的に或いは社会的な地位の向上が見られた。そこに非常に大きな推進力があると思ふのであります。ところ

がこれはまあ一般労働組合法におけるところの、いわゆる労働者階級になるわけでありけれども、特にその中において、いわゆる一般の公務員又は教員、そういうふうな面の人たちが労働組合を結成して、自分の経済的な地位とか或いはその他の地位を向上させつつ、一方においては官僚主義を打破して行政の民主化に寄与したところがあるだろうと思うのであります。又教員の場合は、組合を結成して教育の封建性を拂拭して、教育の民主化を図つて来たこの力は、日本の民主化の上に非常に大きなものを持つておると私は考えるのであります。ところがその後において、政令二百一号なるものが出来まして、これによつてこれらの組合の団交権であるとか、或いは協約権であるとか、或いは罷業権であるとかいふものが失われるに至つた。それが非常に私は日本民主化の上に一つの大きなブレイキをかけたことになつたのではないかと、そうなつて参りました。ときに、労働組合法によつて、いわゆる労働者の立場を保護しておるといふものには変わりがありませんが、私は再び言いますが、教員なり一般公務員の地位を保護することに変わるべきところのものが、いわゆるこの国家公務員法であり、或いは地方公務員法なり、又教育公務員特例法でなければならぬ、そういうふうなものであるとあります。ところが事実上これらの諸法律によつて全く労働組合法による保護を再び受けるという立場が失われておるのではないかと。先般来この文部大臣に対する質問の中に、これは一体保護規定なのであるか、或いは拘束規定なのであるか、そういうふうな質問が

たくさん出たようであります。或いは又教育公務員法の中に給與の面については、事務的な一面しか出ておらない。最も大事なところのいわゆる教育者の地位を保護すべき給與方面について何らの保護規定がないのであります。こういうふうな質問もあつたようであります。こういうことは、当然私はこの教育公務員特例法の性格から出て来るところの、一つの批判でないかとこの考えるものであります。そういうふうな私が考えましたときに、この教育公務員法の特例法なるものの制定の根本精神において、文相はそれに対してどういふふうにお考えになるかこの点をお伺いします。

○國務大臣(天野貞祐君) 私はですねこの教育者といふものは、ただの労働者ではない、という考を抱いておりません。ただ労働者でない教育者といふものが、ただの労働者に比べると、概念的にその内容が豊富になつておるといふことは、又一方に行くと概念的に活動が狭められるといふことにもつて来るというところは当然の話です。だからして自分は教育公務員特例法によつて教員を保護しようという考えは勿論でございます。けれども保護とか、自由とかいふことはいつもですね、規律とか、制限といふことを離れてそういうことはあり得ないといふことは、この前ここでお答えをした通りであります。一般の根本において私は教育者といふものは、ただの労働者ではないのだ。特殊な労働者なんだ。労働者という一般概念にある一つの限定を加えた、言い換えれば一つのそこに徴表を余計増しておると、そういう存在だところ考えております。

○若木勝蔵君 そうしますと、そういう立場から、いわゆる国家公務員法なり、地方公務員法又は教育公務員特例法というふうなものが、まあ特別に一般労働者と変つて用意せられなければならないというふうな点になつて参ります。この点を伺います。

○國務大臣(天野貞祐君) 一般の労働者と申しましたように、同時に一般の公務員で、公務員と違つたところが出て来る。これを保護しようといふのがこの教育公務員特例法と考えております。

○若木勝蔵君 その点はまあわかりましたが、そこですなわち、重ねて伺いたいのはすなわち、この国家公務員法、或いは地方公務員法というふうなもの、特例法の母法ともいふべきところのものの制定によつて、従来労働組合の結成によつていわゆる団交権或いはこの協約権などが認められて、そして自由な活動をして来た場合と比べて、それらの国家公務員法などによつて、そのこの枠付けが、日本の民主化といふふうなものに対して同等の力を持つておるようになつておるか、或いはその点どうお考えになつておりますか。

○國務大臣(天野貞祐君) 民主化という言葉なんです、民主化という言葉は、一般の国民を手放しにしてしまふといふことではない。まして教育者といふような重要な位置におる人を手放しにして何もなくなつてしまふといふことが民主化ということじゃないと思ふ。いつでも自由といふものは、殊に政治的な自由といふものは、いつでもそこに規律とか制限といふものを伴つて初めてあり得るものだと思います。

どこに制限を置くかということが、民主化といふことにとつて非常に必要なことであり、民主化といへば何もかもなくしてしまふといふ考えは間違つた考えであると思つております。

○若木勝蔵君 私の伺つておるのはその点ではないです。労働組合法の結成によつて活動しておつた一般公務員なり、教員の場合と同等の力を以て、この国家公務員法、或いは地方公務員法、教育公務員特例法などにおいてその活動ができるのかどうかということについて伺つておるのです。

○國務大臣(天野貞祐君) 只今の御質問はこういうことかと思ふのですが、やはりこの教員といふ職分も一般公務員なんですからして、公務員が受ける制限は当然受けて行くことだと思ひます。

○若木勝蔵君 どうも私の質問のあれにはびつたりと言葉が来ないのであります。私は今の国家公務員法なり、或いは地方公務員法なりといふふうなものが出ない前のいわゆる労働組合法の適用によつてこの活動しておつた公務員、或いは教員の立場が、より自由なる働きを以て日本の民主化に努力したと考へておる。それが公務員法のできた場合において非常に束縛を受けて来ている。いわゆる職前の官吏や教員といふような方向に進めておるのではないかと、一体労働組合の適用を受けた場合と同等な一つの立場を與えられておらないのじゃないかと、それに対して文相はどうお考えになるか……。

○國務大臣(天野貞祐君) 私の答弁がうまく入らないといふのは遺憾とするのですが、私も思うにはこういうふうにお答へするより法はないのです

が、教育者といへどもやはり公務員なんですからして、そうして公務員法によつて公務員が一つの制限を受けたんですから、教員もそれに準じて制限を受けて来るというのには仕方がない。けれどもそれが民主化に反するのだといふことは私はわからないのです。民主化といふことは、今も申し上げるやうに、適当な規律の下に我々が自由を持つといふことだと思ふ。手放しに自由を持つといふことが民主化ということではないと、こう考へておるのです。

○若木勝蔵君 再三繰返して私が質問……、私の質問に対する御答弁はどうも私にはびつたりと来ない。私はただ野放しにして置けば民主化ができるとは一向考へておりません。ところが労働法によつて動いておつた場合と公務員法というふうなものによつて動く場合とにおいて、甚だしいところの差がないかどうか、同等に考へておるかどうかということをお聞いしておるのであります。

○國務大臣(天野貞祐君) 私の答はどうかあなたに任せます。大要は政府委員(相良惟一君) 御承知の通り国家公務員法、地方公務員法の制定される前には、労働組合法による労働組合結成の自由が與えられていたわけでありましたが、国家公務員法、地方公務員法諸法の制定によりまして、労働組合法による労働組合の結成の権利は奪われて、要するに職員団体といふような団体を結成するだけの権利を與えられることになつたわけでございます。教員についても同様で

あると言えらるるであります。

○若木勝蔵君 そういふふうになつた場合の労働組合法の適用を受けた場合と比べて、この適用におけるところの保護を以て十分なる働きができるようになったと考へてゐるか。或いは非常な束縛を受けるようになったと考へてゐるか、この点を……

○政府委員(相良惟一君) その点につきましては、労働組合法による労働組合と、両公務員法の職員団体とは多少自由が束縛されているというところは認めざるを得ないと思ひます。

○若木勝蔵君 その点を私はいふゆる教育公務員の特例法を作る場合に根本に考へて置かなければならない。これは当然束縛を受けるものだといふことになれば、教員なり一般の公務員の活動といふものは非常に縮減されてしまふ。それが日本の民主化といふふうなものに非常な打撃を興えることになるのだといふことが、私の先ほど述べたところなのであります。そこでこのいふふうなものの改正なり、或いは制定なりといふような場合においては、相当その点を労働組合法に代るべきことは保護を十分持つておつて、そのいふふうなものの活動を十分伸張させるにあるという立場を以て作られなければならない。そういうふうには考へる。そういうふうな点から、まあこれ以上私はここで議論をいたしませんけれども、なぜそういうふうなことを考へますかと申しますと、先般来のいろいろな議論がそこから出ておるのだといふ、そういうところからそういう質問をしたのであります。そこでその根本的な態度から、私はいふ／＼今度の特例法の改正において、どうもその点が

一層進められて来たのではないかといふことを、第五條のところにおいて考へるのであります。第五條を考へて見ますといふと、この第五條には「学長、教員及び部局長は、大学管理機関の審査の結果によるのでなければ、その意に反して転任されることはない。」とここに示されておるのであります。そこで審査の方法でありますが、教育公務員特例法の、従来いふゆる現行法に示された場合には、審査を受けるときにおいて、その規定はこの審査を受ける者の権利といひましようか、その立場からこれを規定しておるのである。「審査を受ける者から、前項の説明書を受領した後三十日以内に」云々といふことになっている。第四項におきまして「審査を受ける者は、すべての口頭審理を出席し、」云々といふて、こゝういふふうには審査を当然受けるところの権理を持つておる者が、こゝういふところの要求ができるというふうな、こゝう規定になつてゐるのであります。ところが、今度この改正されるところの法律はそうじゃない、全く逆なんです。審査する者のほうからこゝういふものを提出させる、或いは必要のあつたときにはこゝういふふうなことを認めらる。こんなふうになつてゐる。こゝういふところはむしろ先ほど来私の言つてゐる公務員なり、或いは大学教授なり、そういうふうなものが自分の基本権を守るべき立場に置かれておるといふことよりも、拘束規定によつていふゆる審査する者の規定によつて動かされるような状態に入つて来ておることは、これは労働組合法あたりの適用によつて保護された時代とは全く變つて来たところの一つの行き方ではな

いか、こゝう考へるのであります。それでその点から更に質問したいと思ふのは、何故に一体第五條で審査を受ける者の立場でなしに審査をする者の立場に置き替へたか、この点を伺ひます。

○國務大臣(天野貞祐君) これは審査をする者の立場といふよりも、むしろ審査を受ける者も、する者もみんな大学の学園の一員なのです。だから大学の学園といふものが本来の使命を達成するのにはどうしたらいいかといふことが私は一番の問題だと思ふのです。そういう大学といふものはどうしたつてこれは学園をするところであつて、学園しない大学といふものは矛盾した大学だと思ひます。そういう学園研究といふようなことがどうしたらよくできるかといふことをするのが、審査される者も、する者もみんなそれに従つて行かなければならない。そういう立場からいふとこれは絶対必要だと自分

は思つておられます。

○若木勝蔵君 そうするといふと文相のお考えから言つたならばこの法文はおかしくなつて来ないでしょうか。兩者相含んだ学園の自治といふようなことになつたらこの法文は非常に私は不備なものになつて来ると考へる。大学管理機関の立場を強調しておるのであります。

○國務大臣(天野貞祐君) そういう法文のことは政府委員にお答えさせます。

○政府委員(相良惟一君) 只今大臣からお答えがありましたように、この第五條の規定は必ずしも処分せられた者の権利保護という立場のみから解釈し得ないものと考へております。と申しますのは、大体この特例法によつて

来ります基、これは例えば地方公務員法に見ますれば、第五十七條の規定には職務と責任の特殊性に基いて特例を設ける法律を制定してもよろしいが、それは地方公務員法第一條の精神に反してはならない、こゝうあるのです。が、国家公務員法に關しましてはまた同様な規定があるわけでありまして、こゝで国家公務員法なり、地方公務員法の第一條の本旨とするところを勘案いたしますれば、要するに行政の民主的且つ能率的な運営を保障するといふところにその精神がありますので、特例法を制定いたします場合にそれが人事行政の面でありますれば、今事行政が能率的に運営せられるといふことを考へて制定しなければならぬ。勿論人事行政は一面において慎重を要することは申すまでもないのであります。が、一面において又その能率を考へなければならぬ。ところで第五條が特別に設けられましたのは、任命権者、或いは懲戒権者が独自に処分をやらな

いで、その前提として必ず大学管理機関の慎重なる審査を必要とする。この慎重なる大学管理機関の審査のためには本人の申立を聞いてやる機会が與へられる必要がある。こゝういふ趣旨に解釈いたしますれば、この改正の規定はその趣旨を明らかにいたしましたので、そこに解釈のあいまいさから審査が徒らに延引いたしましたり、或いは学園の内部に管理機関と一部教員との対立抗争の場面を露呈することを防ぐことが、大学行政、或いは教育のために非常に必要だと考へてこの改正をやつたわけでありまして。

○若木勝蔵君 條文についての穿鑿になりますからして、これは逐條審議の場合に譲りまして、私は根本性格を考へる場合にこゝういふ点が非常に重大な關係を持つて来るものであるといふことを質問いたしまして、これで私の質問を打ち切りたいと思ひます。

○矢嶋三義君 先ず吉田内閣の一關係としての文部大臣に先ず一点伺ひたい。それはこの特例法の母法である地方公務員法が地方公務員の能率向上並びに身分上の保護規定として出されたわけでございます。そうなりますと、教職員についてはこゝういふ教育公務員特例法の取扱方の提案がなされてゐるわけなんです、あの地公法の制定のときに問題となりましたが、水道、電気、交通と、こゝういふわゆる公共企業体の従事者に対する特例の法規、或いは單純労働者に対する取扱方、そういうものの特例法とどうして一緒にその際出されないので、教育公務員特例法だけを一つピックアップされたか。而もその特例法の改正の中に母法である地方公務員法から必然的に改正しなければならぬ技術的な面から更に一歩飛び出して、そうしてさつき若木委員からも問題を提示された、こゝういふ問題まで進めて来られたか、こゝういふ点をどうなにか一つお答え願ひたい。

○政府委員(相良惟一君) 地方公務員法第五十七條にございます公共企業体の職員及び教育公務員につきましては、前者のほう、即ち公営企業体の職員に關する特例法に關しましては、私の聞いておりますところによりまして、近く国会に提出になるようでございます。なおこの教育公務員特例法という法律は、これはもと／＼国家公務員法の特例として考へられ、制定され

たものでございますが、地方公務員法の制定に当りましてこれがやはりその地方公務員法五十七條の教育公務員に關する特例として結び付きを考えて今回教育公務員特例法の改正案を提出した次第でございます。

○矢嶋三義君 この問題についてはもうこれ以上お尋ねいたしません、併しただこの地方公務員の保護をするという立場を重視すれば、公営企業体の職員を取扱するところの特例法というふうなものは、私はここではこれ以上申し上げませんが、政府としては一刻も早く出すということが私は至当だと思ふのです。そういう立場から言え、政府がこれを未だに提案されないということは私は政府の怠慢だと、こういうふうに考えるのですが、ここでこれを主題とすることは當を得ませんので、この点の質問は打ち切らせて、次にお尋ねしたいと思ひます。

それはここに教育公務員特例法の改正案が提案されたわけでありまして、これの及ぼす影響というふうなものは私は非常に大きいと思ふのです。どういう意味においてそれが大きいかと申しますと、例えば大学教授の教職員の任免、懲戒それらの取扱方が変わったとか、或いは教職員の団体である教職員組合の取扱方が変わつて来る、非常に簡單なことでありますけれども、変わつて来るということですね。それが國民に及ぼす影響というものは私は非常に大きいと思ふ。もう少しはつきり申ししますと、講和も控えて我が國の文教政策というものはどう行くかという大きな筋金をここに私は見せなくちやならないんじやないか。どうもこれは天野文政に対する質問になるかと思ふので

ありますが、一貫性がないんじやないか。曾つては保護し、こういう取扱をして、勞組に対してこういう取扱をして来た。ところが今後こういうふうに変つて来ますと、次に今後こういうふうに変つて来ると、こういうふうな印象を私は國民に與えるということではこれは重大な問題だと思ふ。そういう立場から私はこの際に我が國の文教政策というものはどういふ筋金で行くんだ、講和を結ぶまではどういふ態度で臨む、講和もこういふところで行くんだというはつきりした筋金を國民に明示し、そうして教育者は勿論のこと、國民も安んじて行くというふうな私は態勢というものをここに確立することが大事じやないか。そういう点をばつきりしないで、こういう特例法の中の重要な点が変わるようなことが提案されるということは、私は國民に及ぼす影響は非常に大きいと思ふ。勿論日本の政治というものは、世界情勢に左右される、これはいたし方ないし、又日本の政治の一環としての日本の文教政策というものはその影響を受けることはいたし方ないとは考えますけれども、私はこの一國の文教政策というものは、一つの流れその波に余り私は簡單に乗つて行つてはならないと思ふ。それは曾つてのいわゆる東條の施政にはつきりと現れております。當時私は、日本の教育者、或いは學者というものが本當に自由を堅持できて、そうして責任をとつたならば、今日の日本の悲境というものはもたらされなかつたのじやないか。そうして現在朝鮮事變あたりをきつかけたいとして、我が國

におきましても軍國調が非常に高まつております。事大主義的な國民というものには、その波に乗り勝つてです。このときに私はこの文教政策が簡單にそれに乗つてはならないのじやないか。例えば南原總長が講和の問題について、或いは學内問題について、あの人の信念のあることを發表されるという、政治家が南原は怪しからんというふうな輿論を作る。それでもまあ南原さんみたいな信念のある人はそれに邁進しますけれども、大部分の人間というものはそういう外部からの不当な圧力によつて自分の信念というものを挫ける、それでは私は再び我が國は譲りを受すのじやないか。國民の間には新制大学ができたけれども、これが短期大学に又なるらしい、高等學校は、総合高等制というものは無理であつたけれども、ぐんぐん又分立して行つておる。學校名はかくぐんぐんやならん、こういうけれども、次に又元の名前に變つて行つておる。或いは教育の機會均等から高等學校には学区制というものを布いて、そうして學校差というものをなくしようとしたけれども、学区制は次々に乱れて行つておる。特例法も又變つて来る、修身が復活するといふし、柔道は來年の四月から復活する。又剣道とか、或いは弓道も來年の四月から復活する。君が代も歌つたらいいんだ、國旗も立てたがいんだ。それじや年の初めの歌を歌おうかと言つたら、それはまかりならん、こういうふうに来た。こうしたことでは私は講和でも結んだら現代の日本の新教育制度は又バックするのじやないか、六・三制というものも消えるのじやないかといつたような地

につかないような氣持で日本の國民がおり、教育者が携わつてゐるということでは、いやしくも文化國家を私は標榜している我が國として、ましてやこの講和を前にした我が國の文教政策としては、私は非常に遺憾だと思ふ。先ほどから特例法の五條に關連して大臣の異常な決意も見られたわけでありまして、結局國內情勢の分析というものが人によつて意見が違つて来るのじやないか、こういうふうにかえまる。その立場から私はこの際大臣は日本の文教政策というものはこうして行くのだと、講和に臨むに當つては飽くまでも自主自立の日本の文教政策を堅持して行く。講和が結ばれた後といえども我が國の文教政策というものは變化がないのだ。具體的に言へば新教育制度というものは變りがないのだ、飽くまでも民主主義というものを育成して行くことには變りがないのだというふうな点、そういう点を私はここではつきりと責任ある立場において、表示することが必要ではないか。それに対する大臣の見解、それから更に私が伺いたいしたい点は、大臣が大学は一生懸命研究するところにしたしたい、本當に研究するようにしなければ學術の向上というものはないのだという氣持はよくわかります。併し現在の私は大学を大臣がどういふふうにか握られてゐるかといふことを、お伺いしたい。昨年學生運動というものが随分問題を引き起しましたが、その後の學生運動はどうなつておるか、大臣はこれをどう把握されておるか。

それからいわゆるレッド・ページと呼ばれたものがそのままになつておるわけですが、大臣はやはりレッド・ページは必要だと考えておられるのか。やろうとされておるのか、それとも吉田總理は衆議院の予算委員會で共產黨員といへどもこれは日本人である。だから反省の機會を待つておるのであつて、必ずしも共產黨を非合法化するといふような考えはないといふように私は答弁されたと聞いておるのでありますが、現在の學園が靜謐化した現在においては、そういうものは必要でないといふふうな情勢を分析されておられるかどうか。そういう点をお伺いしたいと思ふのであります。

○國務大臣(天野貞祐君) 今の御質問は御意見が私は非常に多いように思つておるのですが、私のやつておること、東條大將のやることと比較するといふのでは、何をか言はんやと言つた自分は氣持であります。自分はそういうつもりはないので、その点は自分は微力ながらそういうことなく、自分たちがいる／＼な圧迫を蒙つておるつたときに、私は教員諸君に非常な呼びかけでも、更に教員諸君は僕らを助けてくれたことはなかつたのです。そういう意味で自分はどこまでも日本の民主化、そういうことはどこまでもやりたいといふ精神は、私のやること、よい悪いにかかわらず、その精神は諸君の御了解を得ておることだと自分は今日まで考えておりました。決して東條大將のあとを継いで行こうといふような考えは私の毛頭持つておらないところでございます。

ただ何も變えてはいかんといふお言葉であります、この日本の教育の變革でも何でも、大方針は自主的にきめなければならぬ、小さい部分になれば必ずしも自分たちが自主的にきめた

○國務大臣(天野貞祐君) 私は今の大学では學問はできないとは言わないつもりであります。學問が非常ににくい点がある、こういふようなことでは到底歐米の學問をしにくいで行くといふようなことはできない。この際できるだけだけ大学といふものは學問をし易いようにすることが必要だといふ趣意でございますが、これは一昨日ですか、岩間委員の御質問に対してすでに答えたことでありますから、ここで詳しく述べません。今の學生運動につきましては、私はこれを以てすでに終息しておるものとは考えておりません。今後とも學生をよく指導して、そうして若い人たちに本当に自分らの考えるところを表現してもらいたいと考えております。

○矢嶋三義君 教授の動向については。

○國務大臣(天野貞祐君) 教授のこと

は申し落しましたが、教授は私にレ
ド・パージというのは、何も私がつけ
た名前ではないのであつて、世間でつ
けた名である。私は初めから共產主義
者だから直ちに追放などということば
考へるものではない。殊にいろ／＼な
人を探し出して、それを追放しようとな
どと考へてゐるのではない。大学の自
治、自由を確保するのには、場合によ
つては余儀ない処置だと、そういふこ
とをするのが私の止むを得ざる義務だ
あるといふことをここで度々繰返した
通りであつて、今後といへども大学の
自治、大学の独立を脅かす行動がな
るならば、それは除外することが私の
止むを得ざる義務であると感じてお
わけであります。

○国務大臣(天野貞祐君) 今の御質問は、私が答える必要はないかと思ひますので、答えません。

○矢嶋三義君 私はこの教育公務員特例法を大臣から提案理由を承わつた。

戦にかかっているか、かかっているかという御質問だと思つたから、私仲経戦にかかるとかからんとかといふことを言うのは、自分にはあまりばしなないので答へなかつたのですが、

れを樂觀し、安穩というわけにはいかない。できるだけよく学生を指導しなければならぬと考えております。

○矢嶋三義君 大臣は先ほどですね、この自主性に返すという、日本のまあ教育制度なり、或いは教育に関する法律が、日本の置かれているところの国際的な立場から、必ずしも自主性のものがなかつたという前提の下に、この際我々はしつかりした自主性の下に返すこともあると、こういうふうな内容のことを答弁されたわけですが、ということではですね。今日日本の文教政策はある枠にはめられて、或る程度の制約を余儀なくされておる。これが解かれたいとおいては、全く自主性の立場に、具体的に言えば教育制度、或いはそれに関連するところの法律、そういうものを或る程度自主性の立場から、こう改めるという意思が大臣にあると、こういうふうには聞いておつたのでありますが、間違ひございませんか。

○國務大臣(天野貞祐君) 私は先ほどこういうふうに申しました。この大本は、まあこれは自分らがきめたことなんです。例えば六・三制というふうなものは、決してどこから強いられたわけでもなく、大本はそのままだつてゐるけれども、その他の細かい部分については言いません。やつてみてうまくこの日本の実情に適しないという面もあると思うのです。私は一遍きめたことは決して変えてはいかん。勿論我々も、軽々しく変えてはいけませんけれども、例えば六・三制の二環をなすところの高等学校教育でも、私どもは高等

は秘敬意を表するものであります。先ほどから研究或いは教育がし易いようにしたい。その一環として特例法を出されて、それから又本会議において或いは衆参のあらゆる委員会で大臣は随分とそういう線を御発表になつておられるわけでありますけれども、私は教育を振興させるための施設、それ

から人、そういう面に対する政治というものが実踐を伴わない。まあ失礼ですけれども、哲学、高邁的な文教政策に立たれてはいないか、こういうような感じを持つのです。ここに出されたのは、人の面の、身分の点ですが、待遇については大臣がいつも申されます、或いは初任給の問題とか、或いは結核とか、或いは研修費の問題とかいろいろ非常に理解のあることを言われたのであります。実踐を伴わない。吉田

ますのは、日本教職員組合でも、再び戦争に対して弾丸の代りにするなとい

うように、教員たちもはつぎりとした決意を持つておりますので、青年諸君のこの段階における思想的な方面の指導、並びに大要に突つ込んだ質問でありますけれども、再び青年を彈丸に供さないという固い決意を私は文相から伺いたいのであります。ちよつと問題が二つズレるかも知れませんが、お答えを願ひたいと思います。

○國務大臣(天野貞祐君) この法案が

何か非常に束縛するということでございますが、併しこれは逐條審議のときによりやつて頂きたいんですが、束縛する面よりもそういう有利になる面が多いのではないかと私は思っております。勿論束縛ということも先ほどから申ししておりますように、自由ということとが成り立つためには、或る程度の規律というものがよんどころないとそういう考えでございます。

それから又大学のつまり五條に關する大学の問題でございますが、これは私は多年大学におつて、大学のことをよく知つておるのですが、若しも現在のようなふうにするという、大学の有力な教授がそういうことにかかつていて、而も少しも進展しないということとは、東京大学の事例がこれを証明しておるところだと思ふのです。やはり私はこの社会には、それ／＼の持場にそれ／＼の任務があると思ふのです。そういう意味で大学にはやはり大学の使命というものがあつて思ふのです。それに到達するにはどうしたらいいかという、そういうことが私どもには重大な問題なんです。でそのためには人權を何も束縛するものではない。その人は人事院に提訴したらいい。又大学も自分がそれをしようと思つたらした

らしい。そういうことをすることが学問研究を盛んにして行く、又大学の使命を到達するのに是非必要だというふうに考えております。

最後の点につきましては、私は人間をただ一つの彈丸とか、そういう一つの方便とする、人間の人格を無視してただの方便にするということは今後はあり得ないのではないかと考えております。

○高田なほ子君 大学の使命をどうい
うふうにして到達して行くかというこ
とについて、やはり大臣と私の間にけ
ズレがありますので、具体的に御質問
を申上げたいのですが、それは次に譲
りましてこれで打ち切ります。

○岩間正男君 私はこの前、文相に質問をいたしておりました中絶したのでありますが、この前、口頭審理をなぜ一体こんなふうに簡略にしなきゃならないかということに對しましてお伺いしましたら、只今高田君に返答されたやうなことが言われたわけでありまして、學に没頭するのが大学のこれけし先生の任務だ。そこで飽くまでそういうことをやればいいのであつて、そのために最近みたいな公開審理といふやうなことにわずらわされては、能率があがらない。こういうお話だつたのでありますが、それに対して私は一体今の大学教授が學に没頭できるやうなそういう條件ができておるかどうか。この條件につきましては一つのはこれは経済的な條件であります。待遇の面で果して保障されておるかどうか。それからもう一つは一体それほかに、学内の自主というものが確立されておるか。そういう点について伺

たと思うのであります。併しこれに對しまして大臣はやはり飽くまで日本の學を世界的なレベルまで上げるためには、どうしてもこれは大いに没頭する必要がある。それでマルキシズムの例を挙げられて、これは資本論一冊一体完全に讀み、これを十分に咀嚼しておる先生がどれだけ何人あるかという、こういうことまで話が出たのであります。私はそういう前提に立つて質問を継続したいと思うのであります。これは先の諸君によつてもいろいろな角度から觸れておられますから、そういうところはなるだけ省いて行きたいと思うのであります。先ず私はここでやはり一番、今までも文相と何回かこうした質問、それから応答を直しまして感ずることなんですが、一体新しい學のあり方ということについて文相はどういうふうに考えておられるのであるか、この点私は非常に根本的にやはり疑問を持つのであります。というのは古い學はどうであつたか、ということになりますけれども、つまるところこれはもう文相は最も直接體驗されたことだと思ふのであります。あの戦争時代のいわゆる學者、それからそれに連なる知識人、こういうものがどいふようなあの軍部の暴圧なり、ファシズムの嵐の中でどういふことを生じやつたか、これはよく我々はこの人ちのやつて来た跡について見るわけがあります。そういうものをどのよう文相としては現在ああいふ誤つた過のいわゆる知識人の姿、つまり權力對して実は抵抗心を持たなかつたわけやないが、その抵抗心がいつても極端であり、或る場合にはあきらめなつて、そして何らそれが表面に

明されなかつた。又そういうような力が大きく結集されて、そうして一つの暴力に対して闘う、こういうような決然とした態度がとられなかつた。つまりこれは思惟と行動が分離しておつた。そういうところに日本の大学の姿が追込まれたのであります。つまり學問に没頭するということの中に私は非常に危険に思うのはその点であります。學問に没頭する、併しいろいろ／＼なもう社会の事情もわからなくなつて来る、又自分の置かれてゐる立場もわからなくなつて来る。大きく言えば日本の民族の運命、それが現実的にはどういふことになつてゐるか、こういう問題についてもこれは実に何といひますか、専門的な片輪になつて分らなくなつて、そうして判断力もない、そういうことのために一つの、これは外部の大きな権力の前には非常に無抵抗であり、弱かつた、何ら声もあげなかつた。そうして酒々として大東亞戰爭に持つて行かれたのでありますが、これに対して一体文相はどういうふうに考へておられるか。考へておられるところだけに足りないものでありまして、これを今の新しい一つの日本の現実、に処してどういふうにこういうような過去の欠点というものを除去して、發展させるというふうにして、そうしてそれをはつきり組織の上に確立されようと思つておられるか。この点が私は非常にこの法案の審議の上に重要だと思います。なぜかというところ、先ほどから問題にされました今度の改正の焦点というものと、今私が質問している点は非常に關係を持つと思つたのでありますが、この点はつきり聞かして頂きたいと思ひます。

○國務大臣(天野貞祐君) 岩間さんの御議論を聞いておりますと、今の大学の教授などは本当に研究に没頭するような條件に置かれてない、その一つは経済的にだというお話ですが、確かにそういう点はあると思うのです。研究に没頭できない条件にあるものを、こういうことで煩わしたら、なお一層できなくなつてしまふと思うのです。だからせめてこういう点だけでもという点でも、改正できる点は改正して行くのがよいのだと私は思うのです。實際やつて見て、いけないのです。これでは学者の労力を学問以外のことにひどく取つて、学問研究を煩わすから、それでこれを除きたい、改めたいと、こういうわけでございます。その他の点については、学問研究ということが、そんなにあつちを見廻し、こつちを見廻していたのでは、これはできない。学問というものが、どれだけこれをやるにはむづかしいことであるか。これには本当に自分の精力を傾注するというのでなければ、本当に学問なんというものはできない、と思うのです。それならば、まるで社会と遠ざかつてしまふじやないかというお話かも知れませんが、我々の置かれてゐる現実、そんなに山の中に入つてゐるようなふうにはして置かないのです。我々は十分学問を研究しながら、いつでもそれを社会生活に媒介させつつ、研究をして行くことが必要だと思つてゐるのですが、とにかくそういうしなくてもよいことに煩わされてゐたのでは、大学が本来の使命を達成することはできないと私は考へてゐるのでございませう。

○岩間正男君 私が一番お聞きしたか

○岩間正男君　私が一番お聞きしたか

つたのは、大体戦争前の学のある方はどうであつたか。これに対してどういふ批判を持つてゐるのか。そうして若し批判を持つてゐるならば、この批判をどういふふうな現実の文政の上に活かされようと考えておられるか、この点が重要であります。この点についてお伺いいたします。

○國務大臣(天野貞祐君) この大戦前には、ひとり学者だけでなく、日本国民全体です。教育者も、岩間さんなども当時のことは知つておられるでしょうが、教育者といへども、皆が本當に日本の歴史の真価というものを十分に把握しなかつた。これはひとり学者に限つたことではなくして、日本の殆んど全部の人がそうだつた。極く少数の者だけがこれに反対して、これを堰止めようとしたけれども、少数のために力及ばなかつたというのが私に事実だと思ふのです。

○岩間正男君 そういうことはあります。何人か抵抗した大学教授の話については、我々も當時から知つておるわけなんです。併し大部分の教授はそうでなかつた。だからして、一つはやはり知識階級としての任務があつたと思ふのです。あの時代に、ファッショの風が吹いた時代に、知識階級としての任務があつたと思ふのです。はつきりそういう形で現われているのですから、それに対して、今お話のやうに、日本全体がそうであつたから、だからこれは止むを得ないのだというやうな御答弁では、私は非常に知識者としての自己批判としては足りないと思ふ。それをどう考えておられるか。だから日本の今の後の建設のためには、どういふうな一体一つの方向を打ち

出そうと考えておられるか。この点を私はお聞きしたのであります。どうも今の御答弁では少し足りないのではありません。

○國務大臣(天野貞祐君) 当時我々の仲間でも、これでは日本はいけないと思つていた人もたくさんあるのです。けれども一旦国家がそういう決意をしまつたために、学者の力ではどうもいかなかつたという点も非常にあるのです。岩間さんは学者だけを責められておられたかと私は聞きたいのです。私は教育者も団結せよと言つて、幾ら言つても、どなたも私を支援してくれなかつた。これは何れも當時のことを今から言ひ出して誰が悪い、彼が悪いという筋のことでは私にはなかつたと思ふ。とにかく大学の使命は学問研究にあるので、学問を研究したから、それで社会といふものがわからなくなるとか、そんなことはあり得ないと思ひます。

○岩間正男君 どうも文相のは、私も少し積極的な意味で御質問申上げておるのではありません。そのときのことをどういふふうな弁解するかということではなくて、我々も今言われたやうに、教育者としての自己批判は終戦後にしたわけだ。非常にやはり弱かつた。権力の前に我々も相当抵抗はした。併しながら最後にやはり弱いところがあつて、これが十分に貫徹できなかった。そうしてその結果我々の預つておるところの多くの子供たちをああいう戦禍にさらした。これが我々の教員組合運動に対する一つの波動的決意とさへなつたのであります。私は文相

がその点について十分な批判がありせんから、私自身はこう考えて来たわけでありませう。それはこの弱さといふものを再び繰返してはいけません。あのような無自覚な、権力の前に迎合するやうな教員であつてはならない。我々は再びあの錯誤を繰返すやうなことがあつてはならない。もつとはつきりした自覚を持つた人間にならなければならぬ。而もそれは個人の力ではできないから、全体の力によつて、もつと團結した力によつてこれを確立しなければならぬ。そうしてそのことは、單に私一人、或いは教員だけの問題ではなくして、むしろ民族の問題である。こういうやうなことはつきりした一つの方角を打出して置かなければならぬ。つまりはつきり言ひますと、行動力のないう人間、そして頭のなかではいろいろなことを考えておる、抵抗心も持つておる、併しながら最後の段階になるという、敢然としてこれに対して、或る場合には相當な犠牲、或る場合にはもう身を顧みないでこれに突き進むという、そういう氣高いところのものだけが本當に必要なのであつて、そういうものを回復しなければ絶対に日本を再建しようとは思ひ得ない、こういう確信から我々は教員組合運動に立つたわけなんです。やはり学の体系もそういうやうな方向が打出されなければならぬ、こう考えておる。だから觀念的な思弁哲学といふものはどんなに日本を毒したか。行動力を與えないで、單に思弁的なものに追ひやる、書齋主義に追ひやる。その結果があの戦争の原因になつたといふことを、我々は深く反省したわけでありませう。従つて、この大学のあり方についても、そ

ういふやうなむろん学そのものの形から言ひましたなら、純粹に没頭しなればならない時間もあるでありませうけれども、その態度としてはやはりもつと学そのものの現実との交流、社会との交流、更に体験によつて学ぶ、更に行動につながる、この一連の形態が備わらなければ、もうそんな学問といふものは余り意味がないといふ点を深く反省したわけでありませう。そういう点について文相はどうお考えになりますか。文相は今まで一つの言ひにだけ聞えるのであります。その点はどうか。

○國務大臣(天野貞祐君) 私は別段言訳をする考えはございません。今のこのことになつて、これはやはり見解の違ひになつて、思弁哲学といふものがあるといふものとか、一体国家といふものはどういふ理想を持つて行くべきものか、そういう根本的な議論になつて来ると思ふのです。だから、今私はそういうことについてここで詳しく論議をする暇がないと思ふのです。でありますから私の今まで述べて来たところでは大體の私の今日の法案に関する考えは盡きておると思ひますので、私はこれだけに止めて置きたいと思ひます。

○岩間正男君 その点のつまり思弁哲学と、それから学と行動の問題についてやつていても、まあ時間もないでしょうから、この点は打切りますけれども、先ほどの文相の御答弁によりませう。

○委員長(堀越儀郎君) 岩間君もう五分ばかりで……

○岩間正男君 それではもうこれで打ち切ります。

○委員長(堀越儀郎君) それでは引続き逐條に移ります。逐條の場合にも、質問技術の上で総合的の御質問があつてもよいと思ひますが、午前に引き続き第五條のところを審議することにいたします。御質疑のある方お願いいたします。なければ次に移ります。

○政府委員(關口隆克君) 読みます。

第十一條 次の一項を加える。
公立大学の学長、教員及び部局長の服務については、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第三十條の根本基準の実施に關し必要な事項は、同法第三十一條から第三十八條まで及び第五十二條に定めるものを除いては、大学管理機關が定める。

○委員長(堀越儀郎君) 第十一條のこの点御意見ございせんか。……なければ第十五條。

〔關口政府委員朗読〕

第十五條を次のように改める。第十五條削除

○委員長(堀越儀郎君) 御意見ございせんか。

○若木勝藏君 先ず第十五條を削除した理由を簡単に伺ひます。

○政府委員(關口隆克君) この国立学校の校長及び教員の任命権者に関する條項であります。その中の第一項の規定は教育委員会法第四十七條の第五号に明らかに従つておられます。又その第二項は地方公務員法第六條に明らかに従つておられます。第三項は従来暫定的に校長や教員の身分保障のため設けられたものであります。地方公務員法によりまして、このことについて人事行政を取扱うための専門機關として人事委員会又は公平委員会とい

うものが設置されて、その人事委員会又は公平委員会に審査の請求ができるということになりましたから、従つてここでは削除したということになります。

○若木勝蔵君 第十五條につきましても、これは見出しは任命権者になつてゐるのでありますが、ここで以て非常に重要な問題は、第三項の任命権者が、校長又は教員に対し、その意に反して降任し、免職し、その他これに對し、いぢむるしく不利益な処分を行ひ、かういふふうな重要な問題だと思ふのです。これをそのまま地方公務員法の方面に移したことになるわけですか。一般の地方公務員と同じように……。

○政府委員(關口隆克君) 地方公務員法のほうで規定されましたから、こちらのはうは取つてしまつた、そういうことになります。

○若木勝蔵君 この点は従来はどういうふうになつておつたか、それについて説明してくれませんか。

○政府委員(關口隆克君) お答えいたします。従来は教育委員会が事後審査を行うということになつておりました。

○若木勝蔵君 事前審査はどういうふうになつておつたか。

○政府委員(關口隆克君) 事前審査はございませんでした。

○若木勝蔵君 そうすると今度は事前審査というものはあるようになつてゐるか、ないのか。

○政府委員(關口隆克君) この件につきましては事前審査はないことになつております。行わないことになつております。

○若木勝蔵君 そういう点が非常に教育公務員の特例法を制定する場合に根本的な性格に於いて来ると思ふので、これは、先ほどの文相のお話などを聞くという、学問に熱心なさせるためには煩わしいことは除いてしまいたい。かういふふうな開いたものでありますけれども、これは併し一個の教授なり、それから一個の公立学校の教員なり、その個人の身分を守るといふやうな方面から考えると重大な問題だと思ふのであります。そこで何故にかかゝる重大なことを事前審査の方法を考えたかこれについて伺いたい。

○政府委員(關口隆克君) 公立の学校でありましてそれが大学でありますれば、第五條によりまして大学の先生がたでありましたならば事前審査はございませう。大学でない高等学校以下の学校の先生がたにつきましては、国の学校の先生がたに、要するに国家公務員である教育公務員のかたについても事前審査ということとは別に規定してありませんでした。今回もその点については国に於いては、地方についても大学以外の教育公務員については、事前審査という制度は考えられておりません。前と同じ考え方でございます。何故大学以外のものについては設けなかつたかという点になると思ひますが、大学は先ほど所管の稻田局長から御説明申上げておりましたように、大学自体の自主性、大学の自治という原則に基いて、大学の職員の人事については大学自体の意見を重んずることからして事前審査の事柄が行われてゐると私どもは思つております。大学以外の学校につきましては、それと同じ取扱ひをいたすという点についてはいささか疑

義があると思われまふ。従前通りの規定というふうに、御了承願ひたいと思ひます。

○若木勝蔵君 今の御答弁の中で、一体如何なる疑義を持たれたか、事前審査をするということについては疑義があるという……。

○政府委員(關口隆克君) この点につきましては或いは議論のわかれるところかと思ひますが、同じことを繰返して申しますと大学それ自体の自治という点について大学の学問の自由、大学のアカデミックフリーダムということからこの規定が設けられたと同時に、又大学におきましては、事前審査等を行うことが適當であるという考え方でありまして、他の学校につきましては必ずしもさうなことが必要ではないのではないか。又実施するに於いていろいろの問題が生ずる、必ずしも適當な組織等を持ち得るかどうかに於いて疑問があると思ひます。かういふふうな考へております。

○若木勝蔵君 これは非常に重大なことだと思ふのであります。大学の教授の方面にはさういふことが必要であるかも知れませんが、この大学以外の学校の教員はさういふことをする必要がないという、全く何とないか、簡単に大根でも切るやうな恰好に考へて差支えないというふうな響くのであります。この点どうでありますか。

○政府委員(關口隆克君) 私が申しましたのは、大学は大学自治という観点からさうなことが必要であるといふことを申上げたのであります。他の先生がたにつきましては、大根のやうに云々といふことを考へたわけではございませぬ。

○若木勝蔵君 どうもその辺が御答弁によつて、私は更に考へられるのでありますけれども、これが従来のような教育者が非常にさういふ考への下に簡単に不意打を喰らつたり、或いは休職を命ぜられたり、しばしば個々において我々から考へると人権が尊重されなな場合が出ておつた。それを大学の自治とか何とかいうことで區別をして更にそのまま續けて行くといふことになつて、而も在来においては任命権者の方面においてそれを十分、この事後の審査をやつておつたものを、直ちに今度は事前審査なしにこの人事委員会或いは公平委員会にそのまま移してしまふといふことになることは、これは非常に私は前よりも危険性があると思ふ。いわゆる公立学校の職員の任命権者といふものは、相當教育の方面に理解もあるし、それからわかつてゐる人が多いと思ふ。ところが今度の場合に於いての人事委員会或いは公平委員会構成といふものは、素人でも誰でもいいやうになつてゐる。さういふところに直ちに移動するといふことは向う自身も困る、かういふことが考へられる。而も人事委員会と公平委員会ができるまでの六カ月かの間は、公共団体の長がこれに當るといふふうに就替えるものだと出てゐるのですが、間違いないでしようね、その点は。さういふふうな非常に教員にとつては身分の保障といふのは重大な問題だと思ふ。それについてどういふふうにお考へになりますか。

○政府委員(關口隆克君) お答えいたします。事後審査の場合でございますが、先ず第一に従来も先生がたが非常

に無造作に、不利益な審査を受けて、不利益な処分を受けるということがあり得たといふ点につきましては、曾つての教育行政の体制と、教育委員会制度との差、さういふ点につきましてはいささか改善されておる方向に目指しておるというふうな思つております。

な教育委員会が素人のかたが多くなつたといふお話でございますけれども、成るほど素人ではあるが併し住民の直接選挙によつて選ばれたかたであつて、そして数名のかたで御議論になるのでありますから、一人の知事なり、或いは一人の教育部長なりがおやりになつたときといささか身分の保障の点についてはその方向に向いたものといふふうな考へたつもりであります。

なおその際に委員が勝手に個々の教員の不利益な処分をおやりになるのではなからして、やはり教育に關する専門的な指導助言の機關としての教育長の意見といふものを重んぜられるのでありますので、曾つての制度に比べればよりは十分身分保障の線に向いた制度を目途として行われてゐるというふうに思ひます。なお教育委員会がやつておつた審査を公平委員会や人事委員会に移すといふと、よくわからない人の手に移るために却つてよくないのではなからうかといふふうな疑問、意見というものも私も研究してみたことがございませう。この点につきましては、併し国家公務員の場合を考へて見ますといふと、任命権者であるところのものが処分をしたあとで、その任命権者が又審査をするのではなくて、これは公平な第三者の機關である人事院のほうに移して事後審査をするという規定、建前になつておる。この度の地方公務員法

ことを申すかという、これは實際公立学校は自治というような形がどん／＼失われておる。自由はあるとか何とか一応説明にはなつておりますが、實際はどん／＼切り崩されて来ておる。それから大学とそのほかの学校の持つておる性格はいろ／＼違います。問題は今教員の問題で、子供とかそういう問題は抜きにして、教員という問題を考へても、今度の新しい法案による教員なんかについても考へなくちやならんと思いますが、そういうことになつて来ると、そんなに身分の開きもないのです。だから高等学校、中等学校とか、小学校とか、そういうところにはやはり自治が與えられていいのではないか。そういう一つの教職会のようなものに自治を與えられていいのではないか。ところがそういうところが全く末端機關のように下積みになされて、大学というものの下積みになされておる。こういう感じが非常に濃厚じやないか。こういう現実が横たわつておるのじやないかと思ひます。そういう点どうも今の御説明だけじや、何かほかに説明のしようはないのですか。そういう説明じや我々は了解いたしません。

○政府委員(關口隆克君) 大学のほうは自治だと言う、その場合そういうことから始まつた部分について一言申上げますが、今度の法律の改正も大学の自治を取つてしまつて、どの大学でも法律で定めた通りこの通り必ずやれというような規定ではなくて、むしろその反対にその大学々々の個々の考えを方によつてその学校での公開審査の仕方を含めたい。その場合にはその大学自体の考え方でめればよいのだ

ということでありまして、大学の自治を尊重してこそおれ、格別大学の自治を奪つたということにはならないのではなからうかというふうに立案者のほうではそういうふうに考へるのであります。むしろ一概に全国どんな大学でも皆同じやり方でやれというようにことをきめてしまふのでしたらこれはいささかどうかと思ひますけれども、その大学に適した方法をそこであることが出来るようになっておる。一番問題にお取上げになりました公開審査の問題も、その大学でやれば、やろうときめればやれることになつておる。次にその大学自体が内部的に民主的であるかどうかという問題になりますと、これはやはり大学に任せて、大学がさうな権限と責任と自由を持つた大学が内部的にそれにあつて立派な機関になられることを我々は期待すると申上げるよりほかないと思ひます。

○岩間正男君 何ですか、公開審査がやれるならやつてもよいということはどこに書いてありますか。

○政府委員(關口隆克君) 公開審査はやれないというところは書いてございせんから、その大学が定めることができませんからして、やろうとするとその大学でおきめになれば、公開審査はできないということでは言えませんが。

○岩間正男君 そういうような消極的な規定でござつたつて、実際それがどう行われるかというところはもう少し研究して頂きたいと思ひます。だから今の法案の立案に対して現実を把握することが非常に重要だと思ひます。こういう法案で、これでやつて差支えないのだ、やれるならやつてもよいのだ。こういうことで實際行われるか

どうか。今までの解釈は……解釈というものは昔話になるものです。そんなら必ず公開審査をやつても差支えないとなぜ謳ひなかつたのですか。そういう意図があるなら、なぜそうやらならない、自治と言つたつて自治に皆頭から任せるなら……これはどういふことですか。非常にさういふところはあつたと思ひます。我々議員何人かの質問をここで済ませば問題は解決するといふものではない。なぜさういふことをここに規定されないのか。公開審査をやつては妨げるものではないとか何とか一項入れれば……。我々がこんな疑問でおるのは、公開審査ができないとどうなるのです。これを規定する意向がありますか。この法案はそこまで行かなければ保護規定になんか絶対になりません。殊に今の現行法では公開審査をするといふことを書いておるのです。それを切つたんですからね。

○政府委員(關口隆克君) 御答弁申上げます。第五條の五項「前三項に規定するもののほか、第一項の審査に關し必要な事項は、大学管理機關が定める。」でありますから、審査をするに關して必要な事項は大学管理機關が定めるのであります。

○岩間正男君 それがなぜ原案に、今現行法で公開審査があるというのを、さういふものをここで落してしまふ必要があるかと言ふのです。その必要な事項というものは、これは内容になつて来ますが、なぜ定めてよいといふことになりませんか。これは非常にいいまいになりません。さういふことではきつと必ず紛争が起る。さういふ恰好、形で

は先の現行法にあるのを切つてしまつたのだから、今度はさういふものはこれらの中には含まないのだ、一方にさういふ解釈ができませんれば、さういふことによつてこれがやられるのです。フリーにフリーにと解釈されるのは、今のさういふ時代の法案の解釈の仕方です。これはどうなんですか。現行法にあるのを切つておる……

○政府委員(關口隆克君) 第五條の三項に「大学管理機關は、審査を受ける者が前項の説明書を受領した後十四日以内に請求した場合に、その者に對し、口頭又は書面にて陳述する機会を與へなければならぬ。」陳述する機会を與へて、陳述する際に必要がありと認められた場合には公開することもできると、手取早く申せばさういふ結論になります。第五條の三項に陳述する機会を與へなければならぬ、その場合に「必要な事項は、大学管理機關が定める。」となつておりますから、公開する、しないといふことは大学管理機關が必要に応じて定めるといふことになりまして、公開ができないといふことではないといふことになりま

○岩間正男君 依然として今もこれは疑問が残ります。この法律の解釈によつてはつきりしないと思ひます。それからもう一つは、具体的に言つと、大学の管理機關の性格を私はさつきから問題にしておるのは、さういふことにかかつて来る。これは法律の精神からいへば私は公開なんてさういふ切れない方向に行くことは明らかだと思ひます。この解釈からすれば……。だからここの説明をするといふことは困る、いつも違つておるのだから。我々

が速記録を持つて行つても承知しないのですから。ちゃんと政府委員が答へた、大臣がさう答へたのを持つて行つても通用しないのです。さういふ形になつておるのです。何ほども例があるのですから……。国会の速記録は本當に権威があるものですが、それがさういふふうになつてやんとさういふ權威を持つてればいいのだからさういふ行かないのです。

○矢嶋三義君 さういふと関連して、進行の仕方について……。その問題は大臣と稲田局長はつきりその公開審査は學問研究をいたしておるからできん、公開審査はやらぬのだと、その意味で提案したといふことをはつきり言つておる。同じ政府委員の關口局長がこの文書を弄んで奇怪なことを今言つておるから、あなた方は空廻りするであつて、あつさり言つたらいいのです。政府の提案意思といふのは公開審査といふものは否定するといふことにはつきりあると思ひます。それが必要か必要でないかといふところに提案者である政府とあなたの意向が食い違つておると思ひます。政府委員の答弁が、關口さんと大臣のかたと食い違ひがあると思ひますが、どうですか。

○政府委員(關口隆克君) どうも誤解を招いて申訳ございせんが、大臣と稲田局長が申上げたのは、やる能力のあるところとやるのだつたらちつとも差支えないのだという意味で言われておると思ひます。さうして、なお、絶対にこの大学でもできる能力がないから、だからしない方がいいといふことは言われていないと思ひます。

が、やはり公開審査といふものは民主的な措置として、やる能力があれば必要だといふことをお認めになるわけですね。

○政府委員(關口隆克君) やる能力があり、さうして又やる自信がある大学ではさういふ事件について公開といふことをおきめになる場合があり得るとさういふふうに思ひます。これも文部省のほうは、どの場合には公開でやれとかさういふことは言えないといふ趣旨でございまして。

○矢嶋三義君 それはさつきりしておるならば、これは我々の考へとして、公開審査は非常に結構なことだし、これに該当するような場合といふのは先ほど發表されたように今までも二件しかない、減少しないことだし、教育の自主性を保つ上からいつても、身分を保障するといふ立場からいつても、安心させる意味においても従来の宝刀だと思ひます。さういふ公開審査なんかにさういふものをしよつちやうやるものでない。過去の実績が示しているように今までも二件しかないわけですから。それだつたら、さういふ制度を育てるという立場から、今あるのをわざわざ落して提案されるといふことは、提案者の意向がわからないのです。ね、如何ですか。

○政府委員(關口隆克君) 従来の規定はどの大学でも、どんな場合でも請求があれば公開審査をしないてはならない。今度のはさうでなく、必要がありと大学管理機關で認めたならば、さうして本人が希望したならばそれができるものであるといふ点で、前と今度のは違つてゐる。前のは一概に、すべての大学について如何なる場合でも本

○矢嶋三義君　いよ／＼わからないの
ですがね。例えば第五條の第四項です
ね。大学管理機關は、この審査を行う
場合において必要がありと認めるとき
は参考人の出頭云々とうあるし、こ
ういう言葉が私は残つていなくちやな
らんと思ふのですね。今までは必要が
ありと認める認めないにかかわらず請
求すれば公開審理をしなければならな
かった。それから一枚下つても、必要が

あると認めるときには、公開審理をするのだということが明文化されておれば、私は大学管理機関が定める場合でも相当民主的な措置というものは定めであると思うのでありますけれども、こういうような提案の仕方をすれば、提案者の意向というものは通じないで、まあ現在の立場から言つたら、殆んど公開審理をやる能力があつてもこれは切る。その赴くところは恐ろしいのですから、先ほどからこういう点について我々もお尋ねしているわけであります。それはどういうわけですか。必要があると認めるときはこれ／＼というふうになるのですか。何も残さなかつたのですか。

○政府委員(關口隆克君) この前の四項のほうは参考人とその意見の問題で、それで、そのことに限っております。それから五項はそのほかに一切合財という、一切合財ですから、必要ありと認めた場合とはいうことは必要ない。一切合財自分でできるばいという規定になつておるわけであります。そういうふうな讀んで頂けると思ひます。

○矢嶋三義君 併しこの第五條で一番重大というのは、その証書書類を出すとか、或いは参考人を呼ぶとか、そういう点にもまして、公開審理をやるというところに第五條の今の特例法の骨子があつたわけであります。その改正案で参考人の件のところの、必要があると認めるときはとある以上は、それ以上に大事な公開審理については当然そういうものが謳われなくちやならんと思うのであります。でなかつたらこの第五條の、一切合財大学管理機関が定めるということについては、そういうものは出て来ません。

○岩間正男君 この問題は非常に重要だと思うのです。併し關口局長がですよ、公開審理が十分できるのだというようなはつきりした見解を示されて、それが政府の意見に統一されて来ればいいこれは別ですが、どうも何だか希望的観測なんです。私はなぜそういうことを言っておるかと言えば、さつきから東京大学、東京大学ですよ、東京大学のようなところでも公開審査をやれば大変だと言う。併し我々もまあ知つてるところでは、東京大学が一番規模といい、組織といい、完備したものと考へておりますが、間違ひありませんか。そういうところでさへも困る。現実に困るから公開審査はできないとい

うことを答えておるのですね。それに
対してそれ以下の、ましてこの頃高等
学校に毛の生えたような、看板をかけ
変えたような大学がたくさんできてい
る。こういうところで公開審判がやれ
ますか、現実的にお話頂きたいのだ
が、どうなんです一体……。どうも不
統一です、ね、何という大学でやれると
お考えになりますか。

○政府委員(關口隆克君) 当該の大学は、管理機関が自分でやれると思つたら自分のところで規則をきめることができます。

で、そういう公關審理のようなものをやると頃わしくて能率が上らない。學者というのは學問ばかりやつておればいいのであり、裁判官の真似のようなことをやつていゝと非能率になり、それだけ運営が円滑に行かない、だからしてこういうような方針で、多くの制限を加えたのである。その制限を加えた一番大きな問題は、公關審査の間

とところで、今度には公開審査をされればやれるのだ、やつてもいいのだとこそういうふうな解釈するのです。どうもそこそこは非常に食い違いがあるので、やはりこういふところは統一してもらつたらどうでしょう。そうでないと局長の意見と大臣の意見が対立して重大な問題になると思うのですが、いいのですか。

○政府委員（關口隆克君） どうも私の答弁では余り御信用にならないようでありますが、私の今まで申上げておりますように、当該の大学管理機関が、この件について公開審査をやるとういふふうにおきめになればやることでござ

○委員長(堀越儀郎君) 第十五條よる
きるといふ法文に間違ひはないと思ひ
ます。
○委員長(堀越儀郎君) 第十五條よる
しうございますか。
○矢嶋三藏君 十五條のこの削除の
ところで、国家公務員法の八十九條から
九十二條の二項までを準用するとあの
たがが削除されたわけですね。そう
なると、この国家公務員法の八十

條から九十二條の二項までを教育公務員に適用することは、政府としては結構だと考えているのですか、それとも適用したくないとお考えになつておるのか、先づこれと伺ふます。

○政府委員(關口隆克君) 先ほど私が答へいたしましたように、この規定が地方公務員法にできましてから、従つてこの際この規定をとつてしまつて善支えないというのでは、御質問に對してお答えにならないのでしょうか。

○矢嶋三義君 それではお尋ねしますすが、この国家公務員法の八十九條から九十二條の二項まで、その内容が地方

公務員法のどこに出ておりますか。
○政府委員(關口隆克君) 地方公務員法の四十九條から五十一條まででございます。
○矢嶋三義君 これに公開審理を規定してありますか。
○政府委員(關口隆克君) 第五十條に「前條第四項に規定する請求を受理したときは、人事委員会又は公平委員会は、直ちにその事を審査しなければならない。この場合において、処分を受けた職員から請求があつたときは、口頭審理を行わなければならない。口頭審理は、その職員から請求があつたときは、公開して行わなければならない」と、こういうように段を遂つて書

いてございます。

○矢嶋三義君　その点はつきりいたしました。そうなりますと、地方の公立学校の教職員は公開審理を受けられ、大学の教職員は公開審理を受けられないと、こうなるのですか。

○政府委員(關口隆克君)　今の第五條は事後の審査でございます。事後審査が、請求すれば公開口頭で行う

とができるという点でございます。大学の先生がたは、今の問題は事前のことであります。事後のほうも今度は人事院のほうへ提訴した場合には同じようなことができるわけです。

○矢嶋三義君 第八條の四項です。六頁です。四項の「人事院規則又は公平委員会規則を制定することができ」というこの規則はどういうものか。予定されるのですか。今の五十條方面とは関係ありませんか。地方公務員法の第八條の四項です。これはどういふことをお考えになつておられるわけですか。

○政府委員(關口隆克君)　失礼です。それ自体で中味を示しておるのではななくて、ここではそういう規則を作るとして、ここではそういう規定をやるということと規定しておるのだと思います。ですから自然關係がないということとはございませんが、その中味は、ここでは、規定を作る権能があるのだというのことを明かにしてある、そういう種類の規定だと思ひます。

○矢嶋三義君　例えば五十條が事後処理審査であれば、事前審査をやろうと思へば、こういうところへ規則を制定される、こういうふうに解釈してよむしいのですか。

○政府委員(關口隆克君)　失礼です。

が、質問が……

○矢嶋三義君 五十條のほうは事後審査になつていますがね。例えばさつき國家公務員の場合に事前公開審理のことを申されましたすね。やる能力があればやつてもよろしいのだ、そうなのと、公立学校の教育公務員ですとね、そういうものに事前公開審理でもやるかというような場合には、ここの規則第

八條の第四項の規則を制定することができるといふので、こゝういふふうに思つてよろしいのですか。

○政府委員(關口隆克君) 制度としては事前審査のことは考えられておりません。でございませうから、そういう規則を人事委員会、公平委員会は作ることはできません。事後のことだけがここに規定されております。それからからんでの規則を定めることはできる。

○矢嶋三義君 そうなれば、先ほど若木委員からも出ておりましたが、国家公務員である教育公務員と地方公務員である教育公務員によつて事前審査の有無ということがはつきり区別つけられておるといふことになるわけですね。

○政府委員(關口隆克君) 事前審査は大学だけでございませう。

○矢嶋三義君 地方公務員である教育公務員には認めないというわけですね。

○政府委員(關口隆克君) 公立大学の場合には、その大学で事前審査をすることができませう。

○矢嶋三義君 それではつきりして来たのですが、高等学校以下にはそういうことを認めない。却つて高等学校以下のはうがそれが必要なじやないですか。(その根拠と呼ぶ者あり)大学の教授のはうは比較的身分も保障されておつて、高等学校以下が過去においてもそうであつたし、今後とも予想されるのじやないですか。そういうふうに考えられる理由はどこにあるのですか。(法的根拠、それは重要だ)と呼ぶ者あり)認めたほうがよろしいのじやないですか。

○政府委員(關口隆克君) 大学の教職

員については事前審査を認めるが、高等学校以下の先生については事前審査という制度がない。それは逆さまじやないかという話でございませうが、併し従来の公務員法の特例法の規定から申しましても、大学については、大学の学問と研究の自由ということから、大学の自治という二点から大学の教職員については事前審査をするということになつておるが、今後その方針を踏襲しておるといふのでございませうから、高等学校以下の先生については事前審査はやはり将来の研究に委ねたいということでありませう。

○矢嶋三義君 従来まではどういふしきたりで来ておつても、よりよいものであつたらそのときに改正するのが当然じやないでしょうか。高等学校以下の教員は非常に事大主義的であり、迎合的であり、自主性のない者はないわけなんです。だからこの際このなかにどうして高等学校以下の教員の事前審査というものを織り込まなかつたのですか。織り込んだほうがよろしいのじやないでしょうか。

○政府委員(關口隆克君) その点につきましては先ほどからくり返し御説明申上げた通りでございませう。

○岩間正男君 今の根拠はどうなんですか。これはどういふようだが、非常に重要と思つたのです。認めない、つまり大学では事前審査は認めるけれども、それ以外のところでは認めない。認めない明白な根拠が示されていない。さつきのお話では大学のほうは歴史的なそういう一つの慣例があるといふことだが、そういうことは根拠にはならん。私は今の日本の教育の実情から見て、大学の先生だけは保護されて

いてもこつちには保護されてないといふ、これはどういふことでありませうか。区別する根拠をやはり示して頂きたい。これはどうなんですか。

○政府委員(關口隆克君) 大学につきましても事前審査をする理由が明らかであつて、そうして長い従来の経験に基いてやることができると申上げたのであります。ところが高等学校以下については事前審査をするという規定は従来にもなかつたのであつて、若しそれをやるならば、ここに大きな改革になるわけだと思つてございませうから、そのような根本的な改善はなお研究の上、教育公務員法というやうなものを考える際に併せて解決したい。こゝういふように申上げたのであります。

○岩間正男君 先に持越すというわけですか。特例法はさつき文相は……、我々は拘束の面は多いけれど保護の面は非常に少い。保護というより殆んどさつぱりやられていないじやないかと、このことを言つたのですが、逆に文相にそれに反撃せられて保護のほうが多いのだといふことを言われたのだが、特例法というのはいさつぱり地方公務員法に拘束された面……、拘束されては工合が悪いところをむしろ保護するといふやうな文相のさつきの説明はそういうふうな考えなくちやならないと思ひますが、そうしたら当然大学の先生は或いはそうでしょう。公務員法に、地方公務員の性格から別に保護する規定でもつて当然大学の先生もやるとするならば、これは高等学校以下と先生もそういうふうな事前審査の権利を獲得するといふこと、これは特例法のこれは保護的精神だといふこと、こゝうに思ふのですが、これはどうなんですか。

○岩間正男君 先に行つて解決するといふ話なんです。これは先といふのはいふつななんです。とても我々は考えられませぬ。どうもそのところは根拠がないのだ。さつきから言われておるが根拠があるといふことを、その根拠を示された。根拠があるといふことをその根拠を示して頂きたい。だからその根拠ですね、説明だけ言葉の上の根拠だけで、だからその根拠はどのうなんですか。どうなんですか。根拠は、これは実は非常に多い。適用を受ける人からいふとこれは何十倍になるのですから。大学の先生は一部なんです。教員の全体の数から見ますといふとこれは非常に少い数です。併し地方公務員法の適用を受けるやういふやうな方たちの先生は非常に多い数なんです。からね。この点どうなんですか。

○政府委員(關口隆克君) 大学につきましては、大学管理機関といふものが規定されておりますが、大学以外の高専学校以下の学校については、大学の管理機関に当るものは地方教育委員会とか、教育委員会であるとか、その教育委員会が処分を行うといふ慎重な調査研究によつて処分を行うものと思われませうが、同じ機関でありますからこの教育委員会の審査が妥当公平に行なわれるものではないかというふうに了解されませう。なお爾後の審査については教育委員会の手を離れて人事委員会、公平委員会に移ることによつて公平を期することができると。両建ての立場をとつておるから、これによつて身分の保障が特に害されるというのではないといふふうに心得ませう。

○岩間正男君 それはどういふやうに……、そういうふうな説明されたつて我々は何ほでも反駁する事実はあるんです。だから困ると思ふ。本當を言へばやつぱり文部省のやういふ説明をされるかたは地方にこれはやつぱり十日も一しよに旅行して、これはどうだ、これはどうだ、そうしてこゝうすれば一番明らかだ。国会のことは大所から離れたやうな、雲の上のやうなことを説明に使つたつて駄目なんです。現実を知つておられるんですか、一応そうだろうといふことじやだめなんですよ。その点私はやつぱりもう少し法案の立法に當つて、文部省はさういふところまで調べて頂きたいと思ふのです。さういふことになつておるのじやないんです。今お話をやうに教育委員会が公平にそれを最初やる。だろ。成るほど法案ではさういふやうな目的だからさういふやうにやつておる。そこに問題があるのですから、いつてもさうなんだから、さつきから天野文相に対する質問を……。私の言つておることと文相の答弁の食い違いがそこにある、いつでも現実はどういふです。今の説明ではそれは満足……誰しも承しないと思ふんだ。実際の職にある人から見たらですね、それに反駁する事実がたゞさんあるんですから。何ほでもありませう。

○荒木正三郎君 私も地方公務員である教職員については事前審査を認めていないといふ点については十分了解できないわけなんです。大学の教職員については事前審査を認めておるの、やはり任免とか懲戒とかいふやうな問題についてはできるだけ慎重にして、さうして本人の事情もよく詳細に検討して、さうして慎重を期するといふこと

によつて教育者の身分の保障をできる
だけ図つて行こう、こういう趣旨から
出ておるのです。これは教育者が持つ
ておるところの政治的な中立性を維持
したい、或いは不当な権力の圧迫から
排除するために考慮せられたものだ
と思ふのです。そういう立場から考え
ますと、ひとり大学の教職員だけに
て事前審査が行われ、高等学校以下
の教員については行わないというふう
な考え方には了解しがたい点がある
から、これはできるだけ教職員に
は、いろ／＼一般公務員にも要望され
ておる点もあるのですけれども、教職
員については特に要望されておる点が
強いわけですね。当然そういう点から考
えて私は同様に扱ふのが普通の常識で
はないかというふうに考えておるわけ
であります。ところが先ほどからしば
しば文部省としてはそういうことは將
来の研究に待つんだというふうに答弁
されておられますけれども、これはこ
の法律が出されたときに、やはり研究
をされておらなければならぬと私は
考えるわけなんです。そうしてこの際
にその研究の結果をここに出す必要が
あるんじゃないかというふうに思つて
います。将来の研究に残すということ
が私どもの耳にはどうも言い逃れのよ
うに受け取れて仕方がないのですが、
もう少し若し高等学校以下の教員には
事前審査をする必要はないのだとい
うようなお考えがあるならば率直にお話
をして頂きたいと思ふのです。私ども
は今までの説明では、やはり十分納得
しがたい点があるのです。

○岩間正男君 どうでしょう少しさ
つきの文部省の答弁なんかも不統一の
ような点があると思ふのですが、もう

少し考えて来てもらつたらどうでしょ
う。

○委員長(堀越儀郎君) それでは本日
はここまでにして、明日地方行政委員
会と連合審査会を議事散会後行いまし
て、終了次第單獨の文部委員会を開催
いたしますから、それまでに政府の答
弁を統一されて答弁されることを願ひ
ます。本日はこれを以て散会いたしま
す。

午後四時三十三分散会
出席者は左の通り。

委員長 堀越 儀郎君
理事 加納 金助君
成瀬 幡治君
若木 勝藏君
木内キヤウ君

委員 川村 松助君
平岡 市三君
荒木正三郎君
高田なほ子君
波多野 鼎君
和田 博雄君
梅原 眞隆君
高良 とみ君
矢嶋 三義君
岩間 正男君

國務大臣 文部大臣 天野 貞祐君

政府委員 文部省大臣 官房會計課
長事務代理 相良 惟一君
文部省大学 学術局長 稻田 清助君
文部省調査 普及局長 關口 隆克君

事務局側

常任委員 石丸 敬次君
常任委員 竹内 敏夫君
常任委員 會專門員

二月九日本委員会に左の事件を付託さ
れた。

一、公立学校の教育公務員と地方公
共団体の議員との兼職についての
臨時措置に関する法律案(荒木正
三郎君外十名発議)

公立学校の教育公務員と地方公
団体の議員との兼職についての臨
時措置に関する法律案

公立学校の教育公務員と地方公
団体の議員との兼職について
の臨時措置に関する法律

この法律施行の際現に公立学校の
教育公務員で地方公共団体の議会の
議員を兼ねてゐる者は、地方自治
法(昭和二十二年法律第六十七号)
第九十二條第二項の規定にかかわら
ず、その議員の残任期間中、なお議
員を兼ねることができる。

附則

この法律は、昭和二十六年二月十
三日から施行する。

昭和二十六年二月二十一日印刷

昭和二十六年二月二十二日發行

參議院事務局

印刷者 印刷所